

令和8年度「山形C12号」生産者募集要項

令和8年度の生産者登録により「山形C12号」の苗木購入を希望する生産者を下記のとおり募集します。

〈苗木の購入を希望する生産者の方はご一読ください〉

■「山形C12号」導入の基本的な考え方

- 本県のさくらんぼは、品種構成が「佐藤錦」に偏重していることから、結実の多い年には収穫が遅れ、品質が低下するなどの課題が生じています。
- そのため、導入にあたっては「佐藤錦」から「山形C12号」への改植を基本とし、新植も含めてご検討ください。

■生産者登録制度のねらい

- 1 「山形C12号」の種苗の県外や海外への流出を防止し、産地の優位性を確保する。
- 2 苗木供給後、できるだけ早くまとまった出荷量を確保し、市場・流通関係からの信頼を獲得する。
- 3 品質を商標名の使用により保証し、消費者からの信頼を獲得する。

■「山形C12号」の導入にあたって

1 早期の産地化に向けた苗木の導入

- 生産者登録の要件となる苗木の導入本数は、令和2年度からは5本以上としています。
(令和元年度までは10本以上)

〈10本以上から5本以上に変更した理由〉

- ・「山形C12号」は早期のブランド確立に向けて、初期の出荷量確保と品質維持のため、苗木販売開始(平成30年)から当面は1経営体当たり10本以上のまとまった本数の導入を進めることで、栽培面積の拡大(3年間で15,000本程度を想定)を図ることとしていました。
- ・初年度目の登録本数約17,000本に対し、2年目は3,000本弱となっており、10本以上の導入による栽培面積の拡大は一段落したものと見込まれます。
- ・1経営体当たりの導入本数10本以上を継続した場合、栽培面積の拡大が停滞すると考えられることから、令和2年からは1経営体当たりの導入本数を5本以上とすることで、さらなる面積拡大と早期のブランド化をオール山形を目指していくことを目標としています。

※すでに登録生産者となっている方は1本からの追加申請が可能です。

2 苗木の販売

- 「山形C12号」の苗木は受注生産となります。申請後のキャンセルや変更は受け付けませんので、御自身の経営状況(植え付けする場所の確保、栽培管理・収穫出荷作業の労力等)を十分に考慮いただき、準備が整わない場合は、次年度以降にお申込みください。

- 苗木は、「受注生産」としますが生産本数に限りがあるため、申請本数が生産数を上回った場合、複数年に分けて購入していただくことがあります。なお、その場合でも、繰り越し分は次年度以降に必ず購入していただきます。

※新品種導入のリスク

- 「山形C12号」の開発にあたっては、慎重に評価を行ってきましたが、今後の気候や栽培条件などで、生産上の新たな欠点が見つかることも想定されますので、そのリスクについても十分御理解の上、御自身の責任において導入を御判断ください。

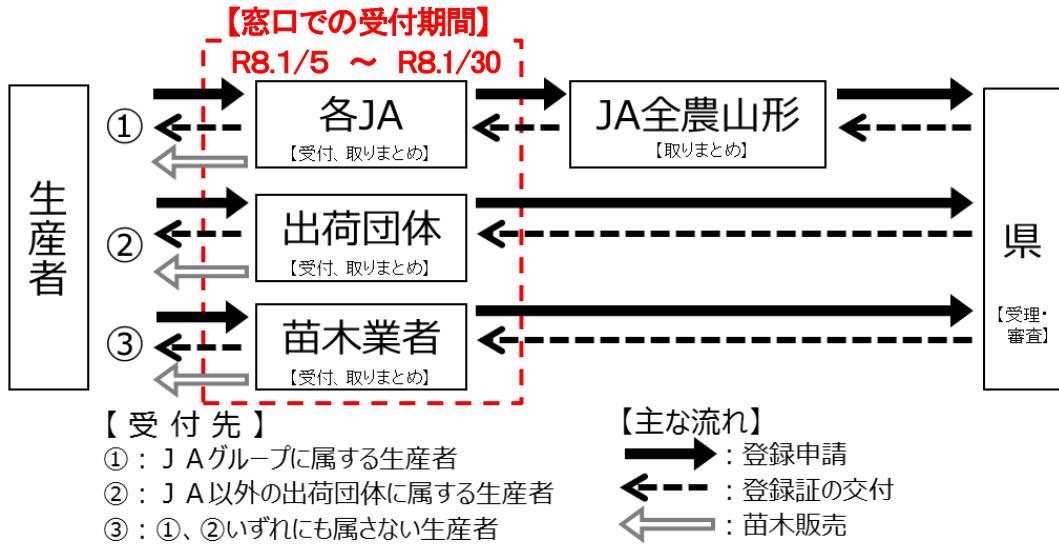
1 申請の要件

- 県内に居住し、県内に経営耕地を有する農家、または、県内に主たる事務所を置き、県内に経営耕地を有する法人。
- 「さくらんぼ『山形 C12 号』生産者登録要領」および「生産者登録申請書(様式第1号)」に記載されている事項を遵守することに同意すること。

2 申請方法

- 申請される方は、「さくらんぼ『山形 C12 号』生産者登録要領」に基づき、「生産者登録申請書(様式第1号)」を作成し、以下のいずれかの受付窓口に提出してください。

【募集期間】 令和8年1月5日(月)～令和8年1月30日(金)【必着】



【受付窓口】

- ①: 県内JAグループ等(JA山形市、JAやまがた、JAてんどう、JAさがえ西村山、JAみちのく村山、JAさくらんぼひがしね、JAおいしいもがみ、JA山形おきたま、JA庄内たがわ、JA鶴岡市、JA庄内みどり、JA金山、JA新庄市、JAそでうら、JAあまるめ、南果連)
- ②: 県内の出荷団体
- ③: 苗木業者((有)菊地園芸、(株)イシドウ、(株)天香園、佐藤苗木園、吉田精果園、佐藤農園)

- 「さくらんぼ『山形 C12 号』生産者登録要領」および、「生産者登録申請書(様式第1号)」は、各JA、県内の出荷団体、苗木業者、各総合支庁各農業技術普及課に設置しております。また、やまがたアグリネットのHPから要領及び申請書のダウンロードが可能です。

やまがたアグリネット、山形 C12 号 **検索**

【URL】 <https://agrin.jp/dlmenu/index.html>

(やまがたアグリネット 農業情報ダウンロードコーナー)



QRコード

- なお、申請にあたっては以下の点について、ご承知おき願います。

- ・「山形C12 号」の苗木の生産は「受注生産」としますが、生産本数に限りがあるため申請本数が生産数を上回った場合、複数年に分けて購入していただく場合があります。なお、その場合でも、繰り越し分は必ず購入していただきます。
- ・「生産者登録申請書(様式第1号)」の記載内容に不備があった場合、申請を受け付けない場合があります。
- ・農家1戸(又は1法人)当たりの申請は募集期間中1件までとし、申請できる窓口は1か所とします。(JAと苗木業者等、同時に複数の窓口で申請した場合、重複申請とみなし、いずれも受け

付けいたしません)。

- ・また、虚偽の申請や遵守事項に反した場合、「山形 C12 号」生産者登録要領(第6条)に基づき、生産者登録を取り消すとともに、園地に植栽された「山形 C12 号」の伐採、商標の使用を禁止するなどの措置をとります。また、翌年度以降の登録ができない場合があります。
- ・圃場への植栽後、やまがた紅王ブランド化プロジェクト会議(以下、プロジェクト会議)で生育状況等を確認します(樹を伐採する場合又は枯死した場合は、プロジェクト会議に「生産登録者変更届」を提出した後に伐採又は処分してください)。
- ・苗木は生き物です。定植後の生育不良や枯死については、自然災害を含むいかなる場合も返金や補償はいたしかねます(異品種混入等、苗木生産上の不備を除く)。

3 審査、結果通知及び認定

- 申請内容や添付資料について、各JA、出荷団体、苗木業者で確認した後、JAグループについてはJA全農山形で取りまとめのうえ、県(プロジェクト会議事務局)へ提出されます。
- その申請内容を受け、県が審査(登録の可否、苗木の供給本数)を行い、登録された方には生産者登録証を交付します。

4 苗木の配布

- 苗木は令和8年の 11 月下旬～12 月中旬頃に、「生産者登録申請書」を提出した団体から、各登録生産者に配布されます。苗木受け取りの際には、プロジェクト会議で発行する生産者登録証や身分証明書等が必要となりますので、御承知おきください。
- 苗木の出荷規格は県内同一基準となっております。

■「山形C12 号」の苗木の価格(JA全農山形)

樹 齢 ／ 台木の種類	コルト台	アオバ台
1年生苗 (R8年秋納品)	4,620 円(税込)	3,080 円(税込)

※苗木の規格は、1年生 80 cm以上(接ぎ木場所から上部)となっています。

【お問い合わせ先】 やまがた紅王ブランド化プロジェクト会議
事務局:山形県農林水産部園芸大国推進課 TEL:023-630-2249